別表第二第一号様式の表中

繰延税金資産	
支払承諾見返	
貸倒引当金	△
資本剰余金	
利益剰余金	
自己株式	△

を

繰延税金資産	
支払承諾見返	
貸倒引当金	△
危機対応準備金	
特定投資準備金	
特定投資剰余金	
資本剰余金	
利益剰余金	
自己株式	△

に改める。

△

同表記載上の注意2⑴①中「(銭単位)」を「(純資産の部合計から危機対応準備金、特定投資準備金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額として附則第20条第２項に規定する国庫に納付すべき額に相当する金額の算定方法に準じて算出した額及び特定投資剰余金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額として附則第20条第３項に規定する国庫に納付すべき額に相当する金額の算定方法に準じて算出した額を除いた金額を純資産額として算定し、銭単位で記載すること。また、その旨を記載すること。)」に改め、同表記載上の注意2⑴②の次に同表記載上の注意2⑴③として次を加える。

③　上記のほか、普通株主に関する株式会社日本政策投資銀行の財政状態を正確に判断するために必要な事項

同表記載上の注意6を同表記載上の注意7とし、同表記載上の注意5を同表記載上の注意6とし、同表記載上の注意4を同表記載上の注意5とし、同表記載上の注意3を同表記載上の注意4とし、同表記載上の注意2の次に同表記載上の注意3として次を加える。

3　危機対応準備金、特定投資準備金及び特定投資剰余金は、それぞれ法附則第２条の22第１項(改正法附則第２条第１項及び第４条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに法附則第２条の23第１項及び第７項の規定に基づき計上し、それらの規定の条項を注記すること。

別表第二第２号様式（1）の表記載上の注意1⑴中「(銭単位)」を「(この様式に掲げる当期純利益又は当期純損失から当該事業年度の末日において法附則第２条の23第７項の規定により特定投資剰余金に計上される額のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額として附則第20条第３項に規定する国庫に納付すべき額に相当する金額の算定方法に準じて算出した額を除いた金額を当期純利益金額又は当期純損失金額として親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を算定し、銭単位で記載すること。また、その旨を記載すること。)」に改め、同表記載上の注意1⑵の次に同表記載上の注意1⑶として次を加える。

⑶　上記のほか、普通株主に関する一会計期間における株式会社日本政策投資銀行の成果を正確に判断するために必要な事項

別表第二第２号様式（3）の表記載上の注意1⑴中「(銭単位)」を「(この様式に掲げる当期純利益又は当期純損失から当該事業年度の末日において法附則第２条の23第７項の規定により特定投資剰余金に計上される額のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額として附則第20条第３項に規定する国庫に納付すべき額に相当する金額の算定方法に準じて算出した額を除いた金額を当期純利益金額又は当期純損失金額として親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を算定し、銭単位で記載すること。また、その旨を記載すること。)」に改め、同表記載上の注意1⑵の次に同表記載上の注意1⑶として次を加える。

⑶　上記のほか、普通株主に関する一会計期間における株式会社日本政策投資銀行の成果を正確に判断するために必要な事項

別表第二第３号様式の表を次のように改める。

（単位：百万円）

	株主資本								その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	危機対応準備金	特定投資準備金	特定投資剰余金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額																
新株の発行	××				××			××								××
政府の出資		××	××					××								××
資本剰余金から特定投資準備金への振替			××		△××			—								—
国庫納付		△××	△××	△××				△××								△××
特定投資準備金から資本剰余金への振替			△××		××			—								—
特定投資剰余金から利益剰余金への振替				△××		××		—								—
剰余金の配当						△××		△××								△××
親会社株式に帰属する当期純利益						××		××								××
利益剰余金から特定投資剰余金への振替				××		△××		—								—
自己株式の処分							××	××								××
・・・																××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

同表記載上の注意7を同表記載上の注意8とし、同表記載上の注意6を同表記載上の注意7とし、同表記載上の注意5を同表記載上の注意6とし、同表記載上の注意4を同表記載上の注意5とし、同表記載上の注意3の次に同表記載上の注意4として次を加える。

4　利益剰余金のうち別表第６に掲げる当該事業年度の特定投資業務に係る当期純利益又は当期純損失の金額に相当する額は、当該事業年度の末日において法附則第２条の23第７項の規定により特定投資剰余金に計上され、当該額は法附則第２条の25第１項の規定により、剰余金の額の計算上、資本金及び準備金の額の合計額に算入される旨を注記すること。